

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 10 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは、金 50000
円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

宮崎簡易裁判所は、平成 14 年 9 月 18 日、「被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成 14 年 4 月 18 日午後 11 時 50 分ころ、宮崎市 a 町 b 番 c 号付近道路において、普通乗用自動車を運転した」との事実を認定した上、道路交通法 118 条 1 項 1 号、64 条その他の関係法令を適用して、被告人を罰金 30 万円に処する旨の略式命令を発し、この命令は同年 10 月 3 日確定した。

しかしながら、原略式命令の認定した被告人の無免許運転は、平成 13 年法律第 51 号の施行前の行為であるから、同法附則 9 条により、罰則の適用については従前の例によるべきところ、同法による改正前の道路交通法 118 条 1 項 1 号、64 条によれば、無免許運転の罪に係る罰金の法定刑は 10 万円以下であったから、これを超過して被告人を罰金 30 万円に処した原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法 458 条 1 号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為は平成 13 年法律第 51 号による改正前の道路交通法 118 条 1 項 1 号、64 条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その所定金額の範囲内で被告人を罰金 10 万円に処し、この罰金を完納することができないときは、刑法 18 条により金 50000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし、裁判官全員一致の意見で、主文

のとおり判決する。

検察官岩橋廣明 公判出席

(裁判長裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子 裁判官 泉
徳治 裁判官 島田仁郎)